

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成27年12月11日(金) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 二階大会議室

3. 農業委員 27名中26名出席し、その氏名は次のとおり

1 番 國 岡 道 夫	2 番 太 田 修	3 番 松 本 英 樹
4 番 尾 上 昭 則	5 番 小 西 勝 正	6 番 高 原 敏 正
7 番 大 河 原 誠	8 番 大 森 一 廣	9 番 片 岡 一 矢
10 番 木 下 泉	11 番 宇 津 木 利 正	12 番 太 田 一 己
13 番 川 野 実 重	14 番 河 崎 繁	15 番 雪 上 勲
16 番 古 澤 直 通	17 番 高 原 峯 夫	19 番 藤 澤 美 芳
20 番 長 船 裕 一	21 番 永 守 修 一	22 番 久 山 英 之
23 番 上 村 善 亮	24 番 石 黒 五 月	25 番 大 内 美 智 子
26 番 原 野 健 一	27 番 石 原 芳 高	

欠席委員

18 番 大 森 茂 利

4. 議事に参与した者

事務局長 日並 洋一郎

事務局 河原 克仁

事務局 心光 浩太

5. 議事内容

報 告 事 項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用
権設定・利用権移転)

そ の 他

- 事務局 開会を宣言する（午前９時３０分）
定刻になりましたのでただ今から平成２７年度瀬戸内市農業委員会、第９回の総会を始めさせていただきます。
本日は農地法に基づく許可申請の審議を終えた後に、各委員会で行うこととされている農地利用状況についてのお願いをさせていただくということで進めたいと思います。よろしくお願いします。
まずはじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長(会長) おはようございます。本日は平成２７年度第９回目の農業委員会総会ということで皆様にご案内申し上げましたところ、非常に足元の悪い中、また１２月という大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日も十数件の議案が提案されております。よろしくご審査をお願いします。
- 事務局長 ただいま出席委員数は定数２７名のうち２５名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第７条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、１８番・大森委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。２２番・久山委員は少し遅れられています。以降の議事の進行につきましては木下会長よりお願いします。
- 議長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに３番・松本委員さん、４番・尾上委員さん、よろしくお願い致します。
それでは、早速議題の方に入らせて頂きます。
最初に、報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。
１頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成２７年度瀬戸内市農業委員会第８回総会で農地転用許可相当と議決されました■
■■外３件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、平成２７年１１月３０日付けで許可が適当であるとの意見答申がありましたので、農業委員会会長専決規程第２条第１号の規定により、許可の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告したものでございます。
以上で事務局より報告事項の説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以上

報告承認とさせていただきます。

それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案資料2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。それでは1番案件です。

【1番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は127㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は17㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は526㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は689㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は856㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は437㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は701㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は45㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,127㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は455㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は571㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は2,419㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,270㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は474㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,923㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は484㎡。譲受人の農地までの距離は10m～5,000m。耕作面積は9,001㎡。家族数は6名、内耕作者数は3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数につ

いて、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田、畑として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田、畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとの現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「■■■番地 ■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■番地 ■■ ■歳 ■■■」。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は990㎡。譲渡人「牛窓町長浜3780番地 羽納 寿男 57歳 農業」。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は4,386㎡。譲受人の農地までの距離は34,000m。耕作面積は8,167㎡。家族数及び耕作者数は1名。譲受人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり40万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「杉原 正」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないため適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「羽納 豊松」さん、「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは

譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

借人「■■■番地 ■■ 歳 ■■」。貸人「■■■番地 ■■ 歳 ■■」。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は123㎡。譲受人の農地までの距離は30m。耕作面積は6,386㎡。家族数は4名で内耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお賃貸借権設定するもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「山口 美佐子」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「土濃塚 佐恵子」さんが畑として耕作しており、譲受人の「山口 美佐子」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の片岡委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「邑久町上山田2013番地 佐藤 常志 71歳 農業」。譲渡人「岡山市東区竹原1125番地15 佐藤 秀正 69歳 農業」。農地の所在地「邑久町上山田1661」。登記、現況地目はい

ずれも「畑」。面積は407㎡。農地の所在地「邑久町上山田2001」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は222㎡。農地の所在地「邑久町上山田2002」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は332㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は5,559㎡。家族数は3名で内耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり無償となっております。

第2項第1号について、譲受人の「佐藤 常志」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「佐藤 秀正」さんが畑、田として耕作しており、譲受人の「佐藤 常志」さんは譲受後も同様に畑、田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の宇津木委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■歳 ■■■」。農地の所在地「邑久町上山田1955」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,195㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は5,596㎡。家族数は2名で内耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり無償となっております。

第2項第1号について、譲受人の「小家 弘誠」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作

業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「服部 正和」さんが田として耕作しており、譲受人の「小家 弘誠」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の宇津木委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「邑久町虫明1590」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は95㎡。農地の所在地「邑久町虫明1982」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は279㎡。農地の所在地「邑久町虫明2969」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は196㎡。農地の所在地「邑久町虫明3144-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は278㎡。農地の所在地「邑久町虫明3822-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は605㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は14,599㎡。家族数は2名で内耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり10万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「鷹取 美佐夫」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「横山 出世」さんが田、畑として耕作しており、譲受人の「鷹取 美佐夫」さんは譲受後も同様に田、畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の河崎委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「長船町西須恵2694」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,795㎡。農地の所在地「長船町西須恵2695」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は3,321㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は45,656㎡。家族数は2名で内耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり無償となっております。

第2項第1号について、譲受人の「津和 和子」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「及川 宣子」さん

が田として耕作しており、譲受人の「津和 和子」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の河崎委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【8番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「長船町東須恵423-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は136㎡。農地の所在地「長船町飯井238-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,513㎡。農地の所在地「長船町飯井341-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,081㎡。農地の所在地「長船町飯井346-3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,296㎡。譲受人の農地までの距離は750m。耕作面積は29,513.16㎡。家族数は3名で内耕作者数は3名。譲受人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり24.8万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「初治 豊彦」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人ではありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「岡田 吹香」さんが畑、田として耕作しており、譲受人の「初治 豊彦」さんは譲受後も同様に畑、田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の雪上委員、古澤委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済で

す。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番案件の担当委員さん5番・小西委員さんお願いします。

5 番 委 員 5番・小西です。よろしくお願いします。譲受人の池田良子さんと譲渡人の馬場立己さんは親子の関係で、内輪のことですからお父さんの方が娘さんに全部譲るという話し合いでまとまりました。以上です。何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして2番案件の担当委員さん6番・高原委員さんお願いします。

6 番 委 員 6番・高原です。この2番案件ですが、譲渡人二人にちょっと事情がありまして、杉原さんに売ることになったんですが、杉原さんの住所は玉野の方で、ちょっと遠いなと思ったんですが、福岡に家があるということなんで、農繁期には福岡の方に泊まって仕事をするということなので了解を得ました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして3番案件の担当委員さん9番・片岡委員さんお願いします。

9 番 委 員 9番・片岡です。3番について説明します。山口さんのすぐ隣へ、この一畝少々の畑がございます。これを譲り受けたということです。どうかよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして4,5番案件の担当委員さん11番・宇津木委員さんお願いします。

11 番 委 員 11番・宇津木です。4番案件は、佐藤秀正さんが竹原の方へ出とられて、もう守りができないということで、佐藤さんの隣接地ばかりなんですけどこれをもう無償贈与して守りをしていただきたいということで佐藤常志さんに贈与いたしました。

それから5番服部正和さんと小家さんは従兄弟どうしで小家さんはこの周りに土地をもっとられてこれも無償で贈与するものです。どちらも問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして6番案件の担当委員さん14番・河崎委員さんお願いします。

14 番 委 員 14番・河崎です。この案件につきましては、譲渡人の横山出世さんは学校の先生を退職されまして現在無職ということです。それで今回の案件は譲渡人の要望とそれから譲受人の要望ということです。で、現

状はもう放棄地ということです。それでちょっと譲受人が勝田郡と言うことで距離もありますが虫明の家を少し手直しをしてこちに拠点も置いてみたいということなんで、今の現状を考えるとこれ以上悪くならないということなので審議の方よろしくをお願いします。多分特別問題は無いと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして7番案件の担当委員さん15番・雪上委員さんをお願いします。

15 番 委 員 7番案件を説明させていただきます雪上です。この件に関しましては及川さんとおっしゃる方が埼玉県の方に住んでおられて、それから譲受人の津和さんは今現在本庄水落でおられます。それで比較的田んぼも近いところにあるんで、もう埼玉県の方ではなかなかこちらの方まではゆっくり帰られないというようなことで、それでも相手方の要望で譲り受けてこの田んぼを耕作していくということで津和さんと話し合いもできております。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。それから8番案件も私に関係があるところがあるので続けて説明させていただきます。

議 長 はい、お願いします。

15 番 委 員 これは瀬戸内市長船町東須恵なんですけども、初治さんと岡田さんの話し合いになるんですけども、初治さんの納屋の近くに岡田さんの畑が少しあるということで、もうここも耕作できないんでこれは買い取ってほしいという話が二人の間でまとまっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは最後の8番案件の飯井の農地について担当委員さん、16番・古澤委員さん、お願いします。

16 番 委 員 岡田さんがもう10年以上にわたって、岡田さんから初治さんが預かって作っておったんですけども、この際譲り受けるということで話がまとまったということです。場所は美和の穀倉地帯といいますか広々とした水田地帯のだいたい真ん中にありまして非常に条件の良い水田です。そういうことで上の畑と一緒に全部初治さんの方に渡ったということで特に問題は無いと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

8 番 委 員 ちょっと聞くが、今こういう案件が出ていて買ったりしているが、買う人間が0の持ち主でも買えるのか、なんぼまで持っていれば買えるのか。

議 長 条件ということでしょうか。

8 番 委 員 今まで私が田んぼも畑もないというのに買えるのか、5反なら5反無ければ買えないのか、それはどうなのか。

議 長 事務局の方で説明をお願いします。

事 務 局 先ほど質問いただいたんですけど、5反まとめて買うこともできます。なので全く農地をもたれてない方が5反まとめて買うということもできまして、新たに買われる面積も持たれている面積も合わせて5反以上あれば買えます。旧裳掛村、美和村については3反というところもあるんですけど通常は5反です。

8 番 委 員 今日の物件は持っている者が買っているのか全然持っていない者が買っているのかどうなのか。

事 務 局 議案の譲受人の耕作面積というところに今持たれている面積が出ています。今回案件に議案に上がっている方については皆さん耕作をされている方ですね。

8 番 委 員 資格はあるのか。

事 務 局 あります。本日の物件についてはすべて耕作をされている方です。

議 長 よろしいか。

事 務 局 すみません。一点注意事項があります。第3条の6番案件についてですが譲受人の方が奈義町のご住所になっているんですけど、虫明の方に別宅がありまして、農地までの距離は1,000mというような記載になっております。奈義町から虫明ではなく、虫明に別宅があるということで1,000mとさせていただいております。以上です。

議 長 他によろしいか。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。

ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

それでは、続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2号議案、農地法第4条許可申請についてご説明いたします。3ページ目下段をご覧ください。

【1番案件】

1番案件に参ります。申請人「邑久町大富171番地 会社員兼農業 花房 正夫」。土地の所在地は「邑久町大富170-1」。地目は「畑」。面積は112㎡。土地の所在地は「邑久町大富171-7」。地目は「畑」。面積は97㎡。転用目的は「一般住宅」で、施設の概要は「住居 1棟 65.50㎡」です。建坪率は31.33%。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が500万円、借入金が1,300万円です。隣地の被害はありません。な

お転用申請するもので農用地区域外農地です。場所につきましては資料7ページを御覧ください。JR大富駅から東へ約300mのところに位置しております。

【2番案件】

2番案件に参ります。申請人「備前市畠田177番地5 会社員 一坪 幸夫」。土地の所在地は「長船町長船277-1」。地目は「田」。面積は964㎡。転用目的は「共同住宅」で、施設の概要は「共同住宅 1棟 360.46㎡」です。建坪率は37.39%。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米360kgとなっております。資金は、借入金14,320万円です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので農用地区域外農地です。場所につきましては資料8ページを御覧ください。(株)ベネッセコーポレーションから北東へ約300mのところに位置しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番案件の担当委員さん9番・片岡委員さんお願いします。

9番委員 9番、片岡です。1番につきましては花房さんが家の西側に昔家を建てられたときに一緒に地上げをしておったところ、これは畑として活用していたということです。ここへ家を娘さんと一緒に1/2ずつで建てたいということの申請でございました。また5条申請の1番で出てくるとは思いますが、これは娘さんの名前で5条申請に上がってきます。別段家の続きですし問題はありません。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、2番案件の担当委員さん20番・長船委員さんお願いします。

20番委員 20番、長船です。2番案件ですけれども、畠田の一坪さん、この人が兄貴さんに作ってもらっていた田んぼですけれども、兄貴さんの方もちょっと体をこわしまして、「この田んぼもちょっと」ということでここに共同住宅を建てようということで申請がありました。それで立ち会ったんですけども環境面等も問題ないということで何も差し支えないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの第2号議案につきまして皆様のご意見をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。第2号議案、農地法第4許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。

それでは、続きまして第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。4ページ目をご覧ください。

【1番案件】

それでは1番案件に参ります。借人「邑久町大富171番地 会社員 花房 仁美」。貸人「邑久町大富171番地 会社員兼農業 花房 正夫」。土地の所在地は「邑久町大富170-1」。地目は「畑」。面積は112㎡。土地の所在地は「邑久町大富171-7」。地目は「畑」。面積は97㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「住居 1棟 65.50㎡」。建坪率は31.33%。農地区分は第2種農地で10aあたりの終了は普通畑となっております。60.85㎡」。建坪率は「39.76%」。農地区分は第2種農地で、10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が500万円、借入金が1,300万円です。隣地の被害はありません。なお使用貸借権設定するもので10aあたり無償となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料7ページを御覧ください。JR大富駅から東へ約300mのところに位置しております。

【2番案件】

それでは2番案件に参ります。譲受人「長船町八日市260番地1 有限会社パワフルホーム 代表取締役 藤澤 章」。譲渡人「赤磐市惣分1363番地 農業 湯原 太士」。土地の所在地は「長船町八日市556-4」。地目は「畑」。面積は152㎡。土地の所在地は「長船町八日市556-5」。地目は「畑」。面積は211㎡。土地の所在地は「長船町八日市556-6」。地目は「畑」。面積は218㎡。土地の所在地は「長船町八日市556-7」。地目は「畑」。面積は211㎡。土地の所在地は「長船町八日市556-8」。地目は「畑」。面積は204㎡。転用目的は「建売住宅」。施設の概要は「住居 4棟 211.96㎡」。建坪率は25.01%。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、借入金が5,000万円です。隣地の被害はありません。なお使用貸借権設定するもので10aあたり800万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料9ページを御覧ください。コーシンボウルから南西へ約300mのところに位置しております。

【3番案件】

それでは4番案件に参ります。借人「備前市東片上50番地の1 コ

ーワン株式会社 代表取締役 寺尾俊郎」。貸人「長船町長船 9 6 1 番地 農業 山本 敬造」。土地の所在地は「長船町長船 7 2 0 - 1 の一部」。地目は「畑」。面積は281㎡。土地の所在地は「長船町長船 7 2 2 - 1 の一部」。地目は「畑」。面積は226㎡。貸人「長船町長船 7 9 4 番地 無職 岩井 徹男」。土地の所在地は「長船町長船 7 2 4 - 1 の一部」。地目は「畑」。面積は181㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「駐車場 688.00㎡」。農地区分は農用地で、10aあたりの収量は普通畑となっております。資金については、自己資金150万円です。隣地の被害はありません。なお賃貸借権設定するもので、10aあたり年間20万円となっております。なお転用農地は農用地区域内農地です。一時転用期間はH27. 12. 21からH30. 12. 20。場所につきましては資料10ページを御覧ください。コーシンボウルから南へ約250mのところの位置しております。

事務局からは以上です。

議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。まず1番案件の担当委員さん、9番・片岡委員さん、お願いいたします。

9 番 委 員 9番、片岡です。先ほどご説明しました2号議案の1番に準ずるものです。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、それでは続きまして、2番案件の担当委員さん、19番・藤澤委員さん、お願いいたします。

19 番 委 員 19番、藤澤です。2番の件についてご説明いたします。湯原さんがご高齢になられたということで、もう90歳を過ぎているんですけど、パワフルホームの方と話ができてまして分譲住宅としてさせていただきたいということの申請でございます。9頁の方に図があるんですけど、川に沿ってのことで、橋を真ん中の556番地4の続きに架けて、進入道路にするということで許可も取れておりますので、問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは続きまして、3番案件の担当委員さん、20番・長船委員さん、お願いいたします。

20 番 委 員 20番、長船です。この物件ですけども、今コーワンさんがここにブルーベリーを作っています。この畑の一部を駐車場にして、今ブルーベリーの隣のイチゴのハウスを作ってますけども、そのお客さん用の駐車場を構えようということで、このブルーベリーの一角を移転してここに駐車場を使用ということで持ってこられました。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの第3号議案につきまして皆様のご意見をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質問ありました

らお願いいたします。

(意見なし)

議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
第3号議案、農地法第5条許可申請について、1から3番まで許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料5,6ページをご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきましては、以上、報告承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。

(事務局より利用状況調査についての説明)

事 務 局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせていただきます。次回は、1月15日金曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役2階の大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、2月10日水曜日に開催予定です。事務局からは以上です。

議 長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成27年度第9回総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時39分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成27年12月11日

議長

署名委員

署名委員